

保健室だより

平成27年度第28号 千葉県立千葉南高校保健室

学校保健安全法改正のお知らせ特別号 今号は裏面のちっちゃいものくらぶはお休みです。

このお便りは、お家の方にも必ず見ていただくようにお願いします。

4月から変わる学校保健の法律

毎年健康診断をやるよね。これは学校保健安全法という法律に基づいて行われているんだよ。その法律の一部改正が4月から施行される。高校生が関係するものを紹介するね。

1 「運動器検診」の項目が追加されたこと

小さい頃からのオーバーユース（いわゆる使いすぎ）によって身体のいろんな部分に不具合が出ていないか、運動不足により、身体が固くなっていないか、運動器の病気が隠れていないか、などに着目したものです。

内科検診の際に問診票をもとに、学校医の先生がチェックしてくださることになります。

現在の1・2年生は「健康の記録」の中に、整形外科の問診項目が入っていないので、別に問診票を書いてもらう必要が出てきました。後日これに関しては、クラスで問診票を記入してもらう時間をとっていただきます。

☆裏面のチェック項目を事前に自宅でやってみておいてね。

2 座高を測定しなくてもよくなったこと

平成28年度の身体測定から、座高は一斉には測定しません。

座高計は保健室にあるので、測りたい人は各自でどうぞ！

日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きについて

28年2月末現在、怪我をして受診したという報告があり、病院で書いてもらう書類をお渡ししてある生徒は、1年生24名、2年生9名です。このうち、ずいぶん前に治療が済んでいるはずなのに、まだ関係書類を提出していない人もいます。

請求には2年という時効があります。2年ならまだ大丈夫…と思わないでね。つつい先送りにしてるうちに月日は経ち、保健室に書類が届いた日が時効ぎりぎりだったらもう間に合わないよ。

保健室では、月一度の締切日に間に合うように、書類がそろった人の分のデータを入力します。それを県教委にデータと紙で送ります。そこで一度確認作業をしてから、スポーツ振興センターへデータが送られます。そして給付の対象かどうかの審査が行われ、大丈夫なものは決定、不備があるものは、県教委を通じて学校に戻されます。この一連のプロセスにかなりの時間がかかるんです。

書類が揃ったら、できるだけ早く保健室に届けてね。私も頑張りますから！